

平成21年度 税制改正要望事項（抄）

平成20年8月
 厚生労働省

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現

① 平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備

平成16年年金制度改革で定められた、平成21年度までの基礎年金国庫負担割合の2分の1を実現するために、所要の安定した財源を確保する税制上の整備を図る。

※② 企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを小規模企業共済等掛金控除の対象とする。

※③ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税等〕

企業型及び個人型の拠出限度額を、老後の所得保障を担うために必要な所要の額まで引上げる。

※④ 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の適用〔所得税、個人住民税〕

確定給付型の企業年金のみを実施し、企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

⑤ 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

療養病床の再編成に伴い、療養病床から老人保健施設等への転換に際し、増改築をした場合、基準取得価額の15%の特別償却を認める特例措置について、適用期間を療養病床再編成が終了する平成24年3月31日まで延長する。

⑥ 介護費用に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

要援護高齢者・障害者の介護に要する費用に係る控除制度を創設する。

⑦ 民間介護保険加入者に係る所得控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

民間介護保険加入者の支払保険料に対し、現行の生命保険料控除とは別枠の所得控除（所得税5万円、個人住民税3.5万円）を創設する。

※⑧ 住宅のバリアフリー改修促進税制の期間延長〔所得税〕

現行の住宅のバリアフリー改修促進税制（i．バリアフリー改修工事に係る借入金の年末残高の2%を税額控除、ii．i以外の増改築等に係る借入金の年末残高の1%を税額控除）の改修工事対象期間を平成25年12月31日まで延長する。

※⑨ 高齢者の居住安定確保税制の創設等〔所得税、法人税、固定資産税〕

現行の高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制を延長・拡充するとともに、ケア付き賃貸住宅の建設について、所得税、法人税及び固定資産税の特例措置を創設する。また、一定の高齢者向け賃貸住宅のバリアフリー改修についても、所得税、法人税及び固定資産税の特例措置を創設する。

⑩ 高齢者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度及び課税の特例の創設〔所得税、法人税、固定資産税〕（再掲）

高齢者雇用に必要な施設・設備等への投資インセンティブを喚起し、また、高齢者を多数雇用する事業所の負担を軽減するため、取得する機械・設備等について割増償却制度及び固定資産税の軽減措置を創設する。